

「西坂戸介護のお家」生活支援サービス 重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャ キヨ
	株式会社 清
事業者の所在地	〒350-0247
	埼玉県坂戸市西坂戸1丁目20-5
事業者の連絡先	電話番号 049-285-8898
	FAX番号 049-285-8898
	ホームページアドレス
事業者の代表者名	代表取締役 新井 日 路 子

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	法人等の種類 会社法人
	名 称 フリガナ カブシキガイシャ キヨ 株式会社 清
事業主体の主たる事務所の所在地	〒350-0247
	埼玉県坂戸市西坂戸1丁目20-5
事業主体の連絡先	電話番号 049-285-8898
	FAX番号 049-285-8898
	ホームページアドレス 有 Ⓜ
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏 名 新井日路子
	職 名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	通所介護施設（西坂戸デイサービスセンター）・訪問介護予防訪問介護・居宅支援事業所

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ニシサカドカイゴノオウチ
	西坂戸介護のお家
住宅の所在地	〒350-0247
	埼玉県坂戸市西坂戸1丁目20-5
住宅の連絡先	電話番号 049-285-8898
	FAX番号 049-285-8898
	ホームページアドレス 未定
住宅の管理者名	新井 正光
住宅の開設年月日	平成25年12月
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

当住宅では、居住者に対して個人の有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るよう、コーディネーターが中心となって居住者様の実態を把握し、基本サービスとして状況把握（安否確認）・生活相談・緊急時対応を行います。また、地域の診療所・介護事業所と連携を図り、医療・介護が必要になった方でも安心して住み続けられるよう支援していきます。

生活支援サービスの内容

基本サービス	料金	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）	無 料	・毎日、午後11時頃及び午前2時頃に各居室に職員が伺い安否の確認を行います。 ・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。
生活相談		・当住宅で生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談にのります。
緊急時対応		・日中は、各居室に設置してあるナースコールを押していただければ住宅職員が駆けつけ必要な対応を行います。 ・夜間は、日中同様、住宅職員が駆けつけ必要な対応を行います。

上記以外の基本サービスは別添の生活支援サービス一覧表を参照ください

基本サービス以外のサービス	料金	(提供方法・提供者)
食事の提供サービス	1日3食 38,880円/月 (税込)	・食費は月単位の請求と成ります。 ・食費：月額38,880円(30日の場合) [朝食432円、昼食432円、夕食432円] ・朝食は7時～8時まで、昼食は12時～13時、夕食は17時～18時まで。 ・1階の食堂で提供します。居室へ配食することもできます。(別途有料) ・食事は、本住宅の厨房で専属の調理員により調理いたします。 ・キャンセル(1日単位)、変更等は提供される日の前日午前10時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、金額が発生しますので、お気をつけ下さい。

上記以外の生活支援サービス等

別添生活支援サービス一覧表を参照してください

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員

サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	委託先等
生活支援サービススタッフ	3人	
介護スタッフ	4人	
調理スタッフ	2人	
夜間の職員体制	常駐の (有) ・ 無)	1人 委託先 () 連絡先 (- -)

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

オプションサービス 毎月5日に前月分の請求書を発行し、入居者様に送付します。

支払方法

毎月20日までに支払請求分を振込み又は口座振替・現金にて、お支払いいただきます。

7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況	
株式会社 清 苦情相談窓口 電話番号 049-285-8898	日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 8時30分～17時00分
埼玉県福祉部高齢者福祉課 電話番号 (直通) 048-830-3254	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 8時30分～17時15分
埼玉県都市整備部住宅課 電話番号 (直通) 048-830-5562	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 8時30分～17時15分
埼玉県消費生活支援センター川越 電話番号 049-247-0888	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 9時30分～16時00分
坂戸市役所 市民文化課 電話番号 049-283-1331内線313	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 8時30分～17時00分
坂戸市役所 高齢福祉課 電話番号 049-283-1331内線436	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く 8時30分～17時00分
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。又利用者が被った損害に対しては損害賠償いたします。但し利用者に重過失がある場合は事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額することがあります。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
<ul style="list-style-type: none"> ・外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に管理人へご連絡下さい。 ・当サービス付き高齢者向け住宅が提供する生活支援サービスは、介護保険によるサービス提供ではありません。 ・入居者が介護保険サービスを利用する場合、訪問介護事業所の選択はご自由ですので、入居者・ご家族と相談して決定してください。 	
共用施設の利用について	
浴室	入浴介助サービスを受ける場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。
食堂	食事の時以外はご自由にお使いください。
ゴミ処理について	
見守りサービスとして、ゴミ出しサービスを行っています。地域で定められている、ゴミ出しの曜日の朝8時までに、各住戸にお伺いします。粗大ゴミについては、別途ご相談させていただきます。	

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
入居者は事業者に対して、解約する1か月前に文書にて解約の申し出を事業者に通知することで、本契約を解約することができます。	
事業者からの解除	
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合	

10. 損害賠償責任保険の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 東京海上火災保険
--

説明年月日

平成 年 月 日

入居者様に対して、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者名	株式会社 清	
住所	埼玉県坂戸市西坂戸一丁目20-5	
代表者名	新井 日路子	印
説明者氏名		印

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

入居者住所	
入居者氏名	印